

地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合にはこれまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

(1)平成15年度から審査管理部に企業支援相談室を設置し、営業店と連携して、お取引先企業から経営改善計画書の提出を求め、その策定支援を通じて経営者と企業の実態把握、課題の抽出、改善策の検討を行い、計画策定後はその進捗管理と助言を行って経営改善を支援してまいりました。

平成24年3月20日付組織改定に伴い、審査管理部の企業再生支援・融資管理担当がこの業務を承継して引き続き支援しております。

(2)金融円滑化措置の態勢整備を図るため、「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規程」を策定し、金融円滑化管理統括責任者及び金融円滑化管理責任者を配置しております。

(3)金融円滑化措置に適切に対応するため、平成21年12月15日から営業店に金融円滑化相談窓口を設置しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ 電話相談窓口

貸付条件の変更等に関する窓口

地域支援室 電話番号0126-22-1171

苦情相談に関する窓口

総務人事部 電話番号0126-24-1165